

福祉医療費給付金のご案内

給付対象者と申請に必要な書類

受給資格	資格要件	申請に必要な書類	
子ども	0歳から18歳到達後の最初の3月31日まで	—	(共通) 健康保険の情報が確認できるもの(資格確認書、資格情報のお知らせ等) 口座の情報が確認できるもの 来庁者の本人確認書類
重度心身障害者 重度心身障害児	身体障害者手帳1～3級の該当者 (65歳以上の方は、4級でも該当になる場合があります)	身体障害者手帳	
	精神保健福祉手帳1・2級の該当者	精神保健福祉手帳	
	療育手帳A1・A2・B1の該当者	療育手帳	
	障害年金の受給者のうち、 【65歳未満の方】 ・1級9、10、11号の受給該当者 ・2級15、16、17号の受給該当者 (20歳未満発症コード6350・2650のみ) 【65歳以上の方】 ・1級・2級の受給該当者	障害年金の証書 又は 障害年金支給決定通知書	
	特別児童扶養手当1級・2級の受給該当者	特別児童扶養手当の証書	
ひとり親家庭等	① 18歳未満(20歳未満であれば高校等卒業まで)の児童を扶養している配偶者のない親と、その児童 ② 父母のいない18歳未満の児童	18歳以上20歳未満で高校等に在学中の児童がいる場合は、在学証明書	

福祉医療費給付金受給者の方で、医療機関への医療費の支払いがどうしても困難である場合には資金の貸付をしています。
原則、住民税非課税世帯で市税に滞納がない方を対象としています。

お問い合わせ 諏訪市役所 市民課 国保医療係(1階6番窓口)
電話 0266-52-4141(内線117)

給付金の内容

ひとつの医療機関で1か月のご負担が500円までになるように給付金を支給します。

※同一医療機関であっても入院・外来、医科・歯科は別扱い
※薬局の場合は、処方箋を出した医療機関ごとに500円
※加入の健康保険が変わった場合、保険ごとに負担金を計算

給付対象外のもの

- ①健康保険が適用されないもの（自費分）
- ②入院時の食事（生活）療養費
- ③他の公費が適用されるもの
- ④保育園・幼稚園、学校の管理下で発生したケガなどで、日本スポーツ振興センターの災害共済給付を受ける場合
- ⑤交通事故など第三者行為による診療の場合



受給者証

18歳になる年度末までの方 → 水色の受給者証
(3月31日)

上記以外の方 → 緑色の受給者証

県内の医療機関を受診した際は、窓口で「福祉医療費受給者証」を提示してください。

受給者証の有効期間

「子ども」の資格の方

18歳の年度末まで有効な受給者証を交付します。

上記以外の資格の方

有効期間は、原則として8月1日から翌年7月31日までです。
ただし、「重度心身障害者（児）」の資格の方は、期間中に障害者手帳や障害年金の有期を迎える場合には、有期が有効期限となります。

受給資格は毎年更新され、7月中旬に新しい受給者証を郵送します。

公費負担医療の優先

小児慢性特定疾病医療、未熟児養育医療、自立支援医療（更生医療・精神通院医療・育成医療）、難病医療など、他の公費負担医療の適用となる場合は、これらの制度の受給者証もあわせて医療機関へ必ず提示してください。

受給者証の使い方と医療費の助成方法

県内での受診

水色の受給者証 (18歳年度末までの方)

医療機関での支払いの上限が500円になります。

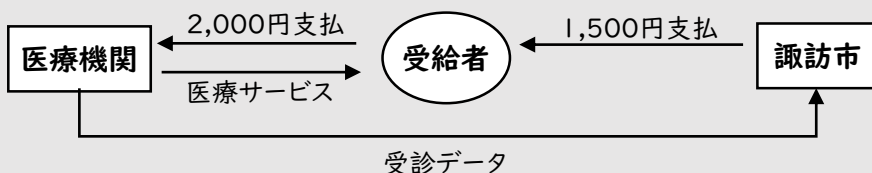
【例】保険診療の自己負担額が2,000円の場合



緑色の受給者証 (上記以外の方)

医療機関で負担割合に応じた金額を支払った後、500円を超えた分を最短2か月後（後期高齢者医療制度に加入している方は最短3か月後）の末日営業日に口座へ支給します。

【例】保険診療の自己負担額が2,000円の場合



県外での受診等

県外での受診、受給者証を提示しなかった場合、治療用装具を作製した場合（コルセット・弱視用メガネ等）など

支給申請が必要です。
次の持ち物を市役所1階6番窓口にお持ちください。

【持ち物】

- ・病院、薬局の領収書（原本）
- ・来庁者の本人確認書類
- ・福祉医療費受給者証
- ・印鑑（認印）
- ・健康保険の情報が確認できるもの（資格確認書や資格情報のお知らせ等）

※治療用装具の場合は、治療用装具の領収書・医師の証明書・健康保険組合などが発行した療養費支給決定通知書（いずれもコピー可）が必要です。

※負担割合が10割の領収書には、健康保険組合などが発行した療養費支給決定通知書（コピー可）が必要です。

【注意】

- ・申請期限は医療を受けた月から1年以内
- ・福祉医療費の支給日は、市役所へ申請をした月から最短2か月後（後期高齢者医療制度に加入している方は最短3か月後）の最終開庁日

福祉医療費の支給

支払った医療費をあとから口座へ振込みする際、複数の医療機関を受診した場合は合計額で振込みます。

振込みの通知は発行されませんので、通帳で確認をお願いします。

明細について不明な点は、お問い合わせください。

医療機関からの受診データの反映状況や高額療養費等の該当状況によって、支給が遅れることがあります。

医療費が高額な場合

医療費の自己負担分が高額になったときは、限度額を超えた分が高額療養費として健康保険から支給されます。

(独自に附加給付金を支給している健康保険組合もあります。)

福祉医療費では、高額療養費や附加給付金を差し引いて支給します。
(後日、これらの給付があったことが判明した場合は、返納または今後支給する福祉医療費と相殺して調整します。)

※高額療養費・附加給付金の対象となる可能性がある場合には、支給を保留し、健康保険組合からの支給額がわかる書類の提出をお願いします。

こんなときは届出を

- ・加入する健康保険が変わったとき
- ・振込先の口座を変更したいとき
- ・受給資格の要件を満たさなくなったとき

(障害者手帳の等級変更や諏訪市外に転出された場合、生活保護に認定された場合等)

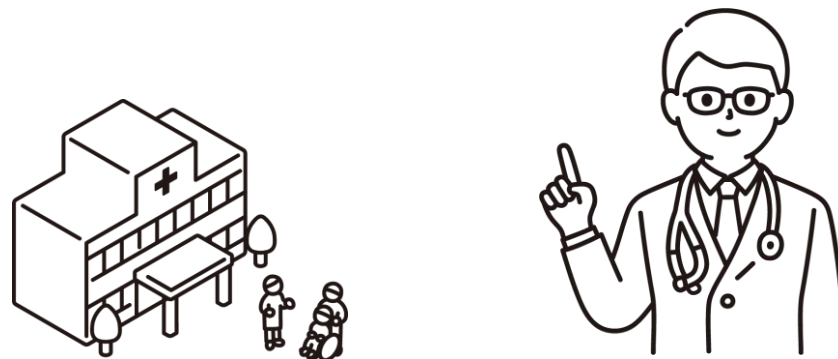
医療費削減にご協力ください

病気を早く治すために、また、必要以上に医療費をかけないために、上手にお医者さんにかかりましょう。

- ・かかりつけ医を持ちましょう
- ・頻繁に受診するのは控えましょう
- ・病院のかけもちを控えましょう
- ・ジェネリック医薬品を利用しましょう

※ジェネリック医薬品とは新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に販売される医薬品のことで、新薬とほぼ同じ効能・効果があると認められています。

安価なお薬ですので、窓口での自己負担額を減らすことができます。医師や薬剤師と相談しながら、ジェネリック医薬品を活用しましょう。



諏訪市公式LINE ▶▶▶

福祉医療費を含めて子育て情報などをLINEで配信しています。ぜひお友達登録をお願いします。

